

不適正な利用について

令和4年3月11日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課番号企画室

【主な課題】

(電気通信事業に係る手続)

- 電気通信番号使用計画の認定を受けずに固定電話番号を使用した電話転送役務を提供している者が存在すると考えられる。また、その中には、電気通信事業法第16条第1項に基づく電気通信事業の届出を行っていない者もいると想定される。
- 電話転送役務に関する電気通信番号制度の周知が必ずしも十分に行き届いていない可能性があると考えられる。
- 固定電話・電話転送役務について卸電気通信役務が提供されており、2次・3次卸も行われている。卸先事業者において制度への理解・対応が十分でない可能性があると考えられる。

(番号の使用条件)

- 電気通信番号使用計画の認定を受けていても、固定電話番号を使用した電話転送役務の条件である「本人確認等」を適切に実施していない可能性がある(利用者側が虚偽の対応を行っている可能性もある。)
- 新たな電気通信番号制度の導入に伴う経過措置により、制度的な例外が一部で容認されていると考えられる。
(注:活動の拠点の確認など)

(事業者間の提供形態)

- 卸電気通信役務ではなく利用者約款による固定電話に係る電気通信役務の提供を受けて、電話転送役務を提供する電気通信事業者の存在も想定される。

【主な意見】

(特殊詐欺)

- 特殊詐欺に関して、総務省及び電気通信事業者に、警察的な責務があるとまでは思えない。他方、警察に対して法に基づく情報提供を行う必要はあり、迅速に情報提供ができるように、きちんとデータを収集し、整理しておく必要がある。また、電気通信事業者自身が犯罪者側に回らないようにするための十分な予防措置も必要。

(卸元事業者の責任)

- 事業者自身が犯罪者側に回らされないことがないようなルール作りが必要。電気通信番号を卸提供する事業者は、卸先事業者との契約書の中にあらかじめ再販された番号が悪用に使われたとしても、責任をもたない趣旨の内容をいれ、自らは犯罪をかついでないことが分かるような仕組みは賛成である。

(電気通信事業に係る手続)

- 番号使用計画の認定番号の表示義務を課すことで、その適切性を顧客等が確認することができるため、導入に向けて議論すべき。
- 電話転送役務の悪用を防ぎ、効果的に不適正利用を防止するためには、遵法意識のない事業者等が可視化されることが重要。顧客(一般企業等)が善良な電話転送事業者かどうかを判断できるよう、客観的な基準や可視化が必要と考える。

(番号の使用条件)

- 地理的識別性に違反している番号をどこかに通報する窓口は必ず必要なのではないか。ただし、その窓口は、総務省というより、JUSA 等で何か仕組みができないのかなと思う。
- 通報があった場合に、地理的識別性が確保されている電話番号かどうかを確認するのは、固定電話番号の指定事業者が適当ではないか。固定電話番号の指定事業者が卸で売っていることから、適切性を担保するのは総務省から直接的に固定電話番号の指定を受ける事業者が対応するべきではないかと思う。

不適正な利用の種類と対策の考え方

種類		事案の覚知・事実判断				対策の考え方
		電気通信事業者		総務省	警察	
		卸契約	利用契約	申請・問合せ	捜査	
特殊詐欺等		×	×	×	○	利用停止スキーム
手続違反	事業の登録・届出	○	提供先が事業用途と明かさな い可能性あり	○	—	総務省による制度周知
	使用計画の認定	○	提供先が事業用途と明かさな い可能性あり	○	—	電気通信番号使用計画の認定状況等の公表
	使用計画のみなし認定	公表リストになければ個別確認が必要	提供先が事業用途と明かさな い可能性あり	報告漏れの場合は個別聴取が必要	—	契約時における提供先の確認
使用条件違反	本人確認	(エンドユーザーとの契約は卸先事業者の行為)	虚偽情報を見抜けない可能性あり	番号の使用状況の個別聴取が必要	—	(報告を受けた)総務省による指導等
	拠点確認	(エンドユーザーとの契約は卸先事業者の行為)	虚偽情報を見抜けない可能性あり	番号の使用状況の個別聴取が必要	—	契約による担保(違反時の利用停止・制限等)
